

令和6年第1回定例会

議案等参考資料

令和5年度

体育功労賞・指導者功労賞・スポーツ賞 優秀選手賞・スポーツ奨励賞 生涯スポーツ大賞・生涯スポーツ奨励賞



受賞候補者一覧

| | | | 参考/昨年度表彰決定者数 | |
|--------------------------|-----------|----------------|--------------|-----|
| <input type="checkbox"/> | 体育功労賞 個人 | 0名 | 0名 | |
| <input type="checkbox"/> | 指導者功労賞 個人 | 0名 | 0名 | |
| <input type="checkbox"/> | スポーツ賞 個人 | 4名 | 5名 | 3名 |
| <input type="checkbox"/> | 優秀選手賞 個人 | 14名 | 16名 | 16名 |
| | 1団体 | 14名 | 0団体 | 0名 |
| <input type="checkbox"/> | スポーツ奨励賞 | | | |
| | 個人 | 3名 | 1名 | |
| | 2団体 | 21名 | 0団体 | 0名 |
| <input type="checkbox"/> | 生涯スポーツ大賞 | | | |
| | 個人 | 4名 | 7名 | |
| | 0団体 | 0名 | 0団体 | 0名 |
| <input type="checkbox"/> | 生涯スポーツ奨励賞 | | | |
| | 個人 | 0名 | 4名 | |
| | 1団体 | 15名 | 0団体 | 0名 |
| 計 | | 4団体 78名 | 0団体 31名 | |
| | | (個人:28名) | (個人:31名) | |
| | | (団体:4団体50名) | (団体:0団体0名) | |

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰審議会

スポーツ賞 (個人)

【順不同、敬称略】

| No. | 氏名 (行政区) | 所属 | 競技種目 | 大会及び成績 | 第3条 該当 | 審議会 結果 |
|-----|-------------------------------------|----------------|------------|---|-----------|---|
| 1 | ミナミカワ リユウキ 南川 竜輝 [Redacted] | 青森県立盲学校 3 年 | 陸上競技 | 2023特別全国障害者スポーツ大会 ソフトボ ール投 第1位・走幅跳第3位 | 3ア | 適当である ↓ 他市町村 にて表彰 のため、対 象外 |
| 2 | コイズミ カイト 小泉 佳紘 [Redacted] | 青森山田高等学校 3年 | サッカー | 高円宮杯 JFA U-18サッカープレミアリーグ2023 優勝 全国高校サッカー選手権大会 優勝 | 3ア | 適当である |
| 3 | イチムラ アオイ 市村 あおい [Redacted] | 八戸工業高等学校 3年 | ウエイトリフティング | 令和5年度全国高等学校女子ウエイトリフティ ング競技会 女子59kg級 スナッチ競技 第7位 | 3ア | 適当である |
| 4 | ナカムラ ケイコ 中村 恵子 [Redacted] | 町ボウリング協会 | ボウリング | 日本スポーツマスターズ2023福井大会 全国大 会 女子2人チーム戦 第3位、女子選手権者決 定戦 第6位 | 3ア | 適当である |
| 5 | イガラシ コハル 五十嵐 心桜 [Redacted] | 大道塾 五十嵐道場 | 空道 | 2023年 第3回世界空道ジュニア選手権大会 U16女子 43kg以下 優勝/最優秀選手賞 | 5イ | 適当である |
| 6 | ヨシムラ シュンノスケ 吉村 隼之介 [Redacted] | 大道塾 五十嵐道場 | 空道 | 全日本空道ジュニア選手権大会 U16男子 70 kg以下 準優勝 | 5イ | 適当である |

優秀選手賞 (個人)

【順不同、敬称略】

| No. | 氏名 (行政区) | 所属 | 競技種目 | 大会及び成績 | 第3条 該当 | 審議会 結果 |
|-----|---------------------|-----------------|----------|--|-----------|-----------|
| 1 | カシワザキ ヌメ 柏崎 由芽 | 青森西高等学校 1年 | バレーボール | 令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 バレーボール 第1位 | 4ウ | 適当である |
| 2 | イイムラ ジュネ 飯村 樹音 | 青森商業高校 1年 | バスケットボール | かごしま国体少年女子の部 出場 令和5年度第50回東北総合体育大会(ミニ国体)少年女子の部 準優勝 | 4イ | 適当である |
| 3 | アンドウ レンセイ 安藤 廉晟 | 八戸高等学校 3年 | 登山 | 令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 登山(男子)学校対抗 第1位 | 4ウ | 適当である |
| 4 | オオボリ マヒロ 大堀 真拓 | 八戸高等学校 3年 | 登山 | 令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 登山(男子)学校対抗 第1位 | 4ウ | 適当である |
| 5 | タチバナ リク 立花 凌来 | 三本木高等学校 2年 | ハンドボール | 第73回青森県高等学校春季ハンドボール選手権大会 男子の部 優勝 | 4ウ | 適当である |
| 6 | ナガハマ ナナセ 長濱 七星 | 八戸工業大学第一高等学校 2年 | 水泳 | 第76回青森県高等学校選手権大会水泳競技大会 学校対抗の部 総合優勝(平泳ぎ100m・200m出場、メドレーリレー優勝) 第63回青森県高等学校新人選手権水泳競技大会 学校対抗の部 総合優勝(平泳ぎ200m・フリーリレー・メドレーリレー優勝) | 4ウ | 適当である |
| 7 | カワイ ユウジ 川井 佑仁 | 八戸中央高等学校 通信制 2年 | 陸上競技 | 第58回全国高等学校定時制通信制陸上競技大会 出場 | 4ア | 適当である |
| 8 | シロイシ ジュウト 白石 秀登 | 八戸工業大学第一高等学校 3年 | 野球 | 第70回春季東北地区高等学校野球 青森県大会 優勝 | 4ウ | 適当である |
| 9 | オリカサ コタロウ 織笠 虎太郎 | 八戸工業大学第一高等学校 3年 | 野球 | 第70回春季東北地区高等学校野球 青森県大会 優勝 | 4ウ | 適当である |
| 10 | コマツ ルナ 小松 留奈 | 三沢商業高等学校 2年 | バレーボール | 令和5年度第76回青森県高等学校総合体育大会 バレーボール 第2位 | 4エ | 適当である |
| 11 | コムカイ ミノル 小向 稔 | ブルースター | 野球 | 第46回東日本軟式野球大会(2部) 青森予選 優勝 | 4ウ | 適当である |
| 12 | タチバナ シン 橋 伸 | ブルースター | 野球 | 第46回東日本軟式野球大会(2部) 青森予選 優勝 | 4ウ | 適当である |
| 13 | タイラ イツキ 平 樹 | ブルースター | 野球 | 第46回東日本軟式野球大会(2部) 青森予選 優勝 | 4ウ | 適当である |

優秀選手賞（個人）

【順不同、敬称略】

| No. | 氏名 (行政区) | 所属 | 競技種目 | 大会及び成績 | 第3条 該当 | 審議会 結果 |
|-----|---------------------------------|----------|-------|-------------------------|-----------|-----------|
| 14 | ナカムラ アツ 中村 あつ [Redacted] | 町ボウリング協会 | ボウリング | 第45回東北社会人ボウリング選手権大会 第4位 | 4イ | 適当である |
| 15 | オチアイ ナツミ 落合 夏海 [Redacted] | ナカスポ | サッカー | 第30回東北女子フットサル選手権大会 優勝 | 4イ | 適当である |
| 16 | アキタ ナナ 秋田 菜奈 [Redacted] | ナカスポ | サッカー | 第30回東北女子フットサル選手権大会 優勝 | 4イ | 適当である |

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町民及びおいらせ町出身者又はこれに準ずるもので、おいらせ町のスポーツの振興に著しく貢献したものと並びに各種大会において優秀な成績を収めたものを顕彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 指導者功労賞
- (3) スポーツ賞
- (4) 優秀選手賞
- (5) スポーツ奨励賞
- (6) 生涯スポーツ大賞
- (7) 生涯スポーツ奨励賞

(表彰授与基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに掲げる基準に該当する個人又は団体（中学生以下の者を除く。）に対して行う。

- (1) 体育功労賞
 - ア おいらせ町のスポーツの振興に尽くし、その功績が特に優れているもの
- (2) 指導者功労賞
 - ア 多年にわたり、選手養成及び団体の体育指導に尽くしたもの
 - イ 学校体育指導の振興に尽くしたもの
- (3) スポーツ賞
 - ア 国民体育大会又は各種全国大会において、入賞以上の成績を収めたもの
 - イ アに準ずるもので、特にスポーツ賞を授与することが適当と認められたもの
- (4) 優秀選手賞
 - ア 各種全国大会に出場したもの
 - イ 各種東北大会に出場し、入賞以上の成績を収めたもの
 - ウ 各種県大会において優勝したもの
 - エ アからウまでに準ずるもので、特に優秀選手賞を授与することが適当と認められたもの
- (5) スポーツ奨励賞
 - ア 各種郡大会において優勝したもの
 - イ 県南大会（北奥羽大会を含む。）において優勝したもの
 - ウ ア又はイに準ずるもので、特にスポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの
- (6) 生涯スポーツ大賞
 - ア 各種県大会で代表となり東北大会又は、全国大会に出場したもの
 - イ 各種県大会において優勝したもの
 - ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ大賞を授与することが適当と認められたもの
- (7) 生涯スポーツ奨励賞
 - ア 各種郡大会において優勝したもの
 - イ 各種郡大会で代表となり各種県大会へ出場したもの

ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの

(表彰者)

第4条 表彰は、おいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、賞状及び記念品を遺族に対して授与することにより行う。

(推薦の方法)

第6条 各学校、体育関係団体及び選手の所属団体は、第3条各号のいずれかに該当するものがあるときは、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、別に定める推薦書により行う。

(決定の方法)

第7条 前条第1項の規定により推薦されたものに係る被表彰者の決定は、おいらせ町体育・スポーツ賞等審議会の意見を聴いて教育委員会が行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年1月25日教委規則第1号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 協議第 1 号関係

令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の出席者確認

【令和5年度卒業式】

| 学校名 | 日 程 | | 時 間 | | 出 席 者 | | | | |
|------|-------|----|-----|----|-------|------|------|------|------|
| | 月 日 | 曜日 | 午前 | 午後 | 松林教育長 | 吉田委員 | 加賀委員 | 三村委員 | 高山委員 |
| 下田中 | 3月12日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 木ノ下中 | 3月12日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 百石中 | 3月12日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 下田小 | 3月19日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 木内々小 | 3月19日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 木ノ下小 | 3月19日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 百石小 | 3月19日 | 火 | ○ | | | | | | |
| 甲洋小 | 3月19日 | 火 | ○ | | | | | | |

【令和6年度入学式】

| 学校名 | 日 程 | | 時 間 | | 出 席 者 | | | | |
|------|------|----|-----|----|-------|------|------|------|------|
| | 月 日 | 曜日 | 午前 | 午後 | 松林教育長 | 吉田委員 | 加賀委員 | 三村委員 | 高山委員 |
| 下田小 | 4月8日 | 月 | ○ | | | | | | |
| 木内々小 | 4月8日 | 月 | ○ | | | | | | |
| 木ノ下中 | 4月8日 | 月 | ○ | | | | | | |
| 百石中 | 4月8日 | 月 | ○ | | | | | | |
| 木ノ下小 | 4月8日 | 月 | | ○ | | | | | |
| 百石小 | 4月8日 | 月 | | ○ | | | | | |
| 甲洋小 | 4月8日 | 月 | | ○ | | | | | |
| 下田中 | 4月8日 | 月 | | ○ | | | | | |

3 協議第 2 号関係

令和6年度教育委員会定例会開催日程(案)

| | 日 程 | 時 間 | 場 所 | 備 考 |
|----------|---------------|--------|-----------------|------------------------------|
| 令和6年第4回 | 令和6年4月25日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第5回 | 令和6年5月23日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第6回 | 令和6年6月27日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第7回 | 令和6年7月25日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第8回 | 令和6年8月22日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第9回 | 令和6年9月26日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第10回 | 令和6年10月24日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第11回 | 令和6年11月28日(水) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和6年第12回 | 令和6年12月26日(火) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和7年第1回 | 令和7年1月23日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |
| 令和7年第2回 | 令和7年2月10日(月) | 15:00～ | 東公民館 2階ホール | 県費負担教職員の異動の内示手続きにより、変更の可能性あり |
| 令和7年第3回 | 令和7年3月27日(木) | 15:00～ | 役場分庁舎 402会議室 | |

【参考】

おいらせ町教育委員会会議規則 抜粋

(会議)

第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月第4木曜日に招集する。ただし、招集日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき、その他特別の事情があるときは、この限りでない。

おいらせ町教育大綱

令和5(2023)年12月

おいらせ町

はじめに

当町では、平成28年1月においらせ町教育大綱を策定し、学校教育、社会教育、伝統文化、生涯スポーツにおける各種施策を推進してまいりました。

平成29年3月に国史跡阿光坊古墳群のガイダンス施設として「おいらせ阿光坊古墳館」がオープンし、同年10月には、平成23年から整備を進めてまいりました「阿光坊古墳群史跡公園」が完成しました。

また、学校給食においては、これまでの単独調理校5校とセンター方式3校を統合した、新たな学校給食センターが平成30年2月に完成。同年4月から稼働を開始し、児童生徒の食の安全安心に配慮した給食を提供しています。

さらに、平成31年1月からは、未来を担う子どもたちの育成と子育て支援を目的として給食費の無料化を開始し、保護者の負担軽減、子育て支援に努めています。

今回、「子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町」を将来像に、令和10年度を目標とした「第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画」の策定に伴い、その内容に併せて、教育大綱を策定しました。

その基本方針には「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を掲げ、引き続き、教育に関する施策、事業を展開し推進することで、次世代を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、心身ともにたくましく、人間性豊かに育つための教育環境を提供するとともに、すべての町民が生涯にわたって学び続けられる環境整備に向けて取り組み、この大綱の具現化に努めてまいります。

令和5（2023）年12月

おいらせ町長 成 田 隆

1 おいらせ町教育大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月に施行されました。

法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

このうち、大綱の策定については、地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所掌事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していること。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地域住民の意向により一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整して策定することとなりました。

(2) 大綱の位置づけ

おいらせ町教育大綱は、令和10(2028)年度を目標年度とした「第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画」の内容に併せて策定するものであり、本大綱では、町政全体として、教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を示しています。

(3) 大綱の期間

本大綱の対象期間は、「第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画」の期間に併せて、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

(4) 大綱の見直し

教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、国や県の計画との整合を図りながら、適宜、見直しを行います。

2 おいらせ町教育大綱の基本方針

本大綱における基本方針を次のとおり定めます。

【基本方針】

豊かな心と伝統・文化が薫るまち

【生涯学習・教育・文化・スポーツ】

生きる力を育むために、生涯学習や学校教育の充実により学ぶ機会の確保に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育み、生涯スポーツに親しみ健やかな身体をつくることを支援します。

また、地域の文化や伝統を継承していくことを通して地域に誇りをもち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進します。

3 おいらせ町教育大綱の施策等について

次の5つの施策について、方向性を定め、現状と課題を踏まえながら主な取り組みを推進していきます。

施策1 学校教育の充実

- ① 「生きる力」を育み、社会変化に対応した教育や教育施策を推進します。
- ② 子どもが安心して通える学校環境づくりのために、不登校やいじめ対策等の生徒指導と特別支援教育の充実に努めます。
- ③ 子どもが安心して生活できる社会づくりのために、家庭や地域、関係機関及び幼保小中の連携に努めます。
- ④ ICT※の効果的な活用と学習環境整備に努め、学校施設等の安全管理及び学校給食センターの衛生管理を徹底します。

※ ICT・・・

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの情報通信技術のこと。

(1) 現状と課題

- ① 学校教育の充実はもとより、教育相談室の運営による不登校児童生徒への対応や教育相談の充実に努めています。
- ② 安全で快適な学校施設の維持・管理に努めています。
- ③ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援体制の充実に努めています。
- ④ 情報化・国際化に対応した教育や幼保小中連携を推進しています。
- ⑤ 不登校になる児童生徒が増加傾向にあり、教育を支える専門員（特別支援教育支援員※や教育相談員等）の不足、学校施設の老朽化等、様々な課題を抱えています。
※ 特別支援教育支援員・・・
教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育（特別支援教育）を行うために配置する専門員のこと。
- ⑥ ICT教育※の推進や外国籍児童生徒等に対する日本語指導対応、教職員の多忙化解消など、新たな解決していくべき課題も含め、子どもを最優先に考える

教育行政を引き続き推進していく必要があります。

※ ICT教育・・・

コンピューターやインターネットなどの情報通信技術を活用して行う教育のこと。

(2) 主な取り組み

① 教育内容・指導の充実

ア 確かな学力を身に付けられるよう、授業の改善と学習習慣の定着に努めるとともに、社会体験や職場体験を通して生きる力の養成に努めます。また、教職員の多忙化を解消するための調査・研究を行い、対策に努めます。

② 心の教育の充実

ア 他人を尊重し、いたわることができるよう、道徳性の育成に努めます。また、相談体制の充実を図り、心の健康が保たれる環境をつくりまします。

③ 健康教育・学校給食の充実

ア 心身ともに健康で活力ある生活を送ることが出来るよう、自ら進んで健康・体力づくりに励む子どもたちの育成に努めます。

イ 栄養バランスの取れた安全でおいしい学校給食を提供します。

④ 特別支援教育の充実

ア 特別支援教育支援員の適切な配置により、特別な支援を要する子どもが安心して学校に通える環境づくりを推進します。

⑤ 情報化・国際化に対応する教育の推進

ア ICT教育環境の充実に向けて計画的な整備を行い、情報教育の推進に努めます。

イ 子どもたちが正しい情報活用能力を身に付けることができるよう、情報モラル等に関わる指導の充実を努めます。

ウ 国際化に対応した英語教育をはじめ、国際理解教育を推進します。

⑥ 幼保小中連携の推進

ア 子どもたちの進学等に伴う環境変化への対応を図るため、幼保小中連携を推進します。

⑦ 学校施設・設備の整備・充実、安全の確保

ア 子どもたちが安心して学習できる環境を整備するため、防災機能の強化や老朽化対策などの施設整備の充実を図っていきます。

イ 通学路の安全対策や不審者対策など、関係機関や地域と連携して取り組みます。

⑧ 家庭・地域との連携

ア 学校評価制度を充実するとともに、コミュニティ・スクール※の取り組みを検討し、地域や家庭との連携を推進します。

※ コミュニティ・スクール・・・

学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。

施策2 生きる力を育む学びの充実

- ①子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着をもち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実と基盤の整備に努めます。
- ②主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりを推進します。
- ③町内中学校卒業生の多様な進路確保と町の活力維持を目的に青森県立百石高等学校（以下「百石高校」）の維持・存続を図ります。

(1) 現状と課題

- ① 社会教育事業は人を集めて実施することが主となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のため、令和元年度末から様々な事業を中止・縮小しました。
- ② 青少年育成町民会議では、声かけ運動による巡回指導をはじめ、年間を通じて様々な活動を実施していますが、学校や関係機関と密接に連携しながら、より効果的な活動を展開する必要があります。
- ③ 単位子ども会の減少や子ども体験活動への参加者数の減少など、子どもを地域で育てる環境が変化しており、今後、学校・家庭・地域が連携して子どもの成長を支える仕組みづくりを考える必要があります。
- ④ おいらせの学びカレッジでは、著名な講師陣を招いての「一般講座」、趣味・教養を学ぶ「専門講座」、現代的課題を捉えた「特別講座」、全128のメニューによる「出前講座」を関係課と連携しながら実施し、学習機会の充実に努めています。今後も、さらに地域課題を解決するための主体的な学びや対話の場を提供していく必要があります。
- ⑤ 生涯学習フェスティバルでは、日頃の文化・芸術・学習活動を披露する場にとどまらず、多くの町民の主体的な社会参加活動の場となっています。今後も、子どもからお年寄りまで町民一人ひとりが輝き、元気で明るいおいらせ町へつながる取り組みとして展開していく必要があります。
- ⑥ 生涯学習の拠点となる公民館は町内に3箇所あり、地域住民の学習活動の場として活用されています。施設や設備の老朽化等による不具合が多くなっていますが、今ある施設を長く使えるよう「施設の長寿命化」に取り組んでいます。

- ⑦ 令和2年度から、みなくる館・図書館・大山将棋記念館の管理・運営に指定管理者制度を導入し、業者提案による事業の展開がみられます。
- ⑧ 「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針」に基づき、県立高校の再編が進められています。また、少子化により百石高校の志望倍率は、1倍に満たない状況となっています。

(2) 主な取り組み

① 未来を担う人財の育成

- ア 未来を担う青少年の健全育成のため、保護者や関係機関・団体と連携して各種活動を展開します。
- イ 未来を担う青少年が、郷土への誇りや愛着を持ち、将来のおいらせ町を支える人材になれるよう、住民と行政が連携し、地域全体で多様な体験活動機会の充実を図ります。
- ウ おいらせ町子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に家庭・学校・関係団体が連携を強化し、子どもの読書に親しむ機会や読書環境の整備・充実など、子どもの読書活動を推進します。
- エ 教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、学校や家庭教育支援チームなどと連携し、地域ぐるみの家庭教育支援の充実を図ります。
- オ 学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支え、地域を創生する仕組みである「地域学校協働活動」を推進します。
- カ 町内中学校卒業生の多様な進路の確保と学びの場を存続していくため、百石高校への支援を実施します。

② 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進

- ア 地域の様々な課題を解決するため、関係団体と連携したおいらせの学びカレッジ等により、一人ひとりの主体的な学びや対話の場を提供します。
- イ 町民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活していくために、出前講座の講師や生涯学習フェスティバルへの主体的な参加など、学びの成果を生かした社会参加活動を推進します。

③ 社会教育推進のための基盤整備

- ア 主体的な学びの機会を充実するため、社会教育推進組織の機能の強化を図るとともに、関係団体との連携強化を図ります。
- イ 町民の学習活動の場である公民館、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の連携強化と、効率的で効果的な管理・運営を図るため、指定管理者制度や民間への業務委託など、民間活力の活用を推進します。また、施設を長寿命化できるように、計画的な改修などを行いません。
- ウ 町民の主体的な学びを支援する役割である職員や地域活動実践者等への各種研修機会を充実し、資質の向上を図ります。
- エ 社会教育関係団体やボランティアの自主・自立した活動を推進するため、活動を支援します。

施策3 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

- ①優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めます。
- ②将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進します。

(1) 現状と課題

- ① 当町では、小中学生を対象とした芸術鑑賞事業を行っており、子どもたちが優れた芸術に触れる機会と創造力を育む学習活動を展開しています。また、文化芸術活動を行う団体が多く、町民による活動が活発に行われていますが、今後は、町民の自主・自立した活動を展開するための支援方法を検討する必要があります。
- ② 当町の特色ある将棋によるまちづくりを推進するため、全国将棋祭りをはじめ、大山将棋記念館を拠点とした各種将棋大会や将棋教室を、年間を通して開催していますが、イベントの開催内容について、見直しが必要になっています。
- ③ 当町ならではの将棋事業を展開するための愛好者や指導者、将棋団体の育成・支援を進める必要があります。
- ④ 町民の一体感を醸成し、郷土愛を深めるため、引き続きおいらせ音頭の普及・促進が必要です。

(2) 主な取り組み

- ① 個性あふれる文化芸術の創造と継承
 - ア 芸術鑑賞事業等により、子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会を通じ、豊かな創造力を育みます。また、おいらせ音頭などを通して、郷土愛を深めるための文化活動の充実に努めます。
 - イ 個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、文化芸術活動を行う団体の自主・自立した活動への支援と、文化に関する表彰などによる人材育成に努めます。
- ② 将棋によるまちづくりの推進
 - ア 当町の特色である将棋によるまちづくりを推進するため、大山将棋記念館を拠点に町内外に情報発信を行い、将棋団体や指導者、愛好者との連携を強化し、子どもへの将棋の普及奨励・底辺拡大、人材育成に努めます。

施策4 次代へ伝える文化財の保存・活用

- ① 貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりを行います。
- ② 郷土芸能団体※と連携し、郷土芸能の保存と継承を推進します。

※ 郷土芸能団体（7芸能）・・・

百石えんぶり、本村鶏舞、本村獅子舞、日ヶ久保虎舞、南部百石駒踊り、八幡宮大神楽、八幡宮大権現

（1）現状と課題

- ① 各種開発へ対応するため、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を引き続き行う必要があります。
- ② 文化的価値の高い資料を身近でみることができる史跡阿光坊古墳群や、おいらせ阿光坊古墳館を適切に管理し、多様な学習機会を提供するなど、住民との協働により文化財を活用していく必要があります。
- ③ 百石えんぶりや本村鶏舞、日ヶ久保虎舞をはじめとした郷土芸能が継承されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されました。この郷土芸能をしっかりと継承していくために、郷土芸能団体を支援していくことが必要です。

（2）主な取り組み

① 文化財の保護と活用

- ア 関係機関と連携しながら、文化財の計画的な調査・記録やパトロールなどにより、文化財の保護・保存に努めます。
- イ 史跡阿光坊古墳群やおいらせ阿光坊古墳館を適切に管理するとともに、町内外への情報発信を工夫しながら運営し、文化財の活用に努めます。
- ウ 貴重な文化財に対する町民の理解と郷土愛を育むために、阿光坊古墳群保存会への支援をはじめ、地域住民との協働による史跡の整備・活用に努めます。

② 郷土芸能の保存と継承

- ア 郷土芸能団体と連携しながら、子どもの郷土芸能活動を推進し、指導者や後継者の育成を支援することで郷土芸能を後世に継承します。

施策5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ①子ども（幼児・小学生・中学生）の体力向上を目指します。
- ②成人の生涯にわたる豊かなスポーツ活動を推進します。
- ③競技スポーツの推進に努めます。
- ④スポーツ施設の充実と利活用を促進します。

（1）現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、令和元年度末から様々な事業を中止・縮小しましたが、令和3年度からはできる範囲で事業を実施しています。
- ② 中学校部活動の地域移行など、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しており、その体制づくりが課題となっています。
- ③ 令和4年度から 補助対象を拡大し、各種スポーツ大会の県大会以上の出場費用を補助しています。
- ④ 出前講座に「ニュースポーツ※体験」を加えるなど、町民がスポーツに親しむ機会づくりに取り組んでいます。
※ ニュースポーツ・・・
20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群をいいます。軽スポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、一般に勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指します。（例：ドッジボール、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ボッチャ、バウンドテニス、スポーツチャンバラ、フィン・ボールなど）
- ⑤ 今ある施設を長く使えるよう「施設の長寿命化」に取り組んでいます。

（2）主な取り組み

- ① 誰もが楽しめるスポーツ活動の推進
 - ア 年齢や性別に関係なく、誰もが楽しめるニュースポーツの普及を推進します。
 - イ スポーツ関係団体やサークル活動などの情報提供の仕方や情報発信の工夫をします。
 - ウ 施設利用や運動のきっかけづくりとして、「町民スポーツの日（毎月第3日曜日）」の周知を図ります。
- ② 健康づくりにつながるスポーツ活動の推進
 - ア 健康増進につながるスポーツ活動の充実を図り、参加者が楽しくスポーツを習慣化できる仕組みづくりを推進します。

イ 他課事業と連携し、スポーツに接する機会づくりに努めます。

③ 各種団体の支援

ア 競技スポーツに取り組む子どもたちが、継続してスポーツを続けられ、より高みを目指すことが出来るよう支援します。

イ 部活動地域移行に対応した体制づくりに取り組みます。

ウ スポーツ活動を行う各種団体の活動支援を継続して行うとともに、指導者の確保・養成を支援します。

④ スポーツ・レクリエーション環境の整備

ア スポーツを安全に楽しめる環境づくりのため、施設整備と老朽化対策を推進するとともに、施設運営の効率化に取り組みます。

イ 身近な場所で取り組めるスポーツ（ウォーキングやランニングなど）に安全に取り組める環境づくりを推進します。

おいらせ町教育奨励賞 受賞者名簿

◇小学校 個人の部◇

| 氏名 | 学校 | 学年 | 種別 | 種目 | 受賞内容 |
|------------------|-----|----|----|-------|---|
| いしだ ぼな 石田 蓬花 | 木内々 | 6年 | 文化 | コンテスト | ・SDGs かるたコンテスト 東北ブロック 最優秀賞 |
| ななか しのぶ 田中 凛 | 木内々 | 6年 | 文化 | コンテスト | ・SDGs かるたコンテスト 東北ブロック 優秀賞 |
| あけやま ちか 芥屋 桃香 | 木ノ下 | 2年 | 文化 | コンクール | ・ブルグミュラーコンクール 2023東北ファイナル ピアノ 小学1・2年の部門 銀賞 |
| ささき ちか 佐々木 智香 | 百石 | 4年 | 文化 | 創作 | ・第6回榎尾俊雄発明アイデアコンテスト 小学生高学年の部 発明アイデア奨励賞 |

◇中学校 団体の部◇

| 氏名 | 学校 | 学年 | 種別 | 種目 | 受賞内容 |
|------------------|-----|----|----|-----|---|
| いしだ ちか 庄司 昌樹 | 木ノ下 | 2年 | 文化 | 吹奏楽 | ・第48回青森県アンサンブルコンテスト 中学生の部 クラリネット五重奏 金賞 |
| あけやま ちか 法量 千果 | 木ノ下 | 2年 | 文化 | 吹奏楽 | ・第48回青森県アンサンブルコンテスト 中学生の部 クラリネット五重奏 金賞 |
| あけやま ちか 赤岩 鈴 | 木ノ下 | 2年 | 文化 | 吹奏楽 | ・第48回青森県アンサンブルコンテスト 中学生の部 クラリネット五重奏 金賞 |
| たかむら ちか 高村 滯 | 木ノ下 | 1年 | 文化 | 吹奏楽 | ・第48回青森県アンサンブルコンテスト 中学生の部 クラリネット五重奏 金賞 |
| あけやま ちか 相坂 芽咲 | 木ノ下 | 1年 | 文化 | 吹奏楽 | ・第48回青森県アンサンブルコンテスト 中学生の部 クラリネット五重奏 金賞 |

(目的)

第1条 この訓令は、おいらせ町内の小中学校に在籍する児童生徒、及びおいらせ町内に住所を有して町外の小中学校に在籍する児童生徒でスポーツ活動、文化活動において優秀な成績をおさめたものを表彰することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 公的機関等が主催又は後援する県大会規模の催しで優勝又は最高賞を受賞したもの
- (2) 公的機関等が主催又は後援する東北大会以上の催しで、3位以内又はそれに相当する上位賞に入賞したもの
- (3) その他教育長が特に表彰することが適当と認めたもの

(表彰の決定)

第3条 被表彰者は、小学校及び中学校の校長から推薦されたものから、教育長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、教育長が表彰状と記念品を授与して行う。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年3月に行う。ただし、特別の事由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(記録保存)

第6条 被表彰者の記録は、永年保存とし、住所、氏名、年齢、性別、功績その他必要な事項を明記するものとする。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月28日教委訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後のおいらせ町教育奨励賞に関する規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月20日教委訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。